

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定給付企業年金の平成26年度財政決算結果について	……………P1
【コラム】	被用者年金一元化が及ぼす影響等について	……………P6

確定給付企業年金の平成26年度財政決算結果について

1. はじめに

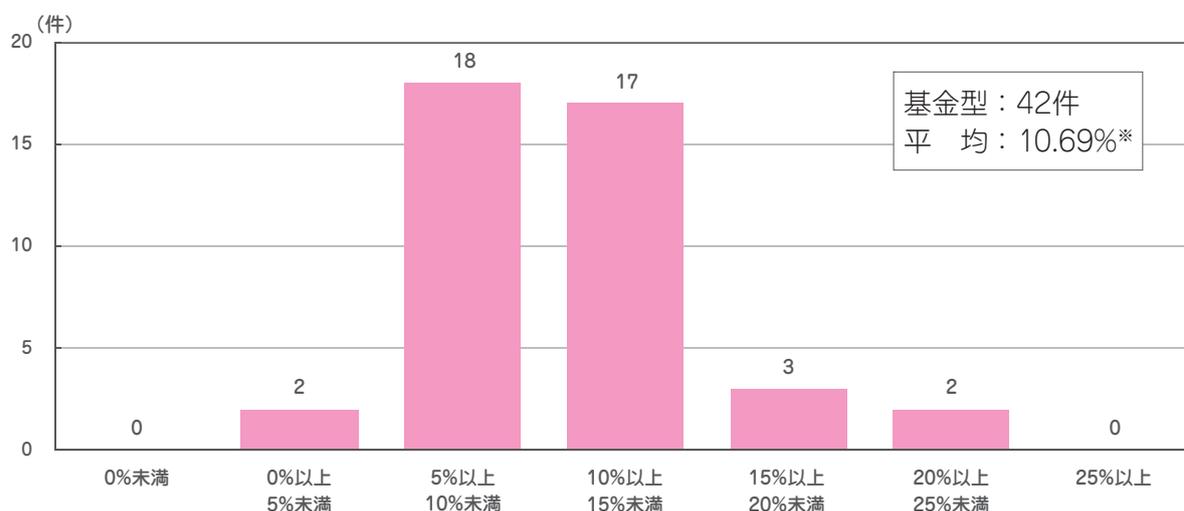
弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度（以下「DB制度」）の平成26年度財政決算結果（資産運用利回り、積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については平成27年3月末決算（全42件）を、規約型については平成26年9月末決算、平成26年12月末決算、平成27年3月末決算および平成27年6月末決算（全977件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は、＜図1-①＞および＜図1-②＞の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で10.69%（昨年度8.22%）、規約型で10.22%（昨年度17.13%）となり、ここ3年間は高い水準で推移しています。規約型の決算月毎の推移を見ると、昨年度は平成25年9月末決算23.74%、平成25年12月末決算21.78%、平成26年3月末決算9.59%、平成26年6月末決算9.53%であったのに対し、今年度は、平成26年9月末決算9.45%、平成26年12月末決算8.61%、平成27年3月末決算11.41%、平成27年6月末決算11.83%となっており、高水準で安定していることが見てとれます。

掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は＜図2-①＞および＜図2-②＞の通りで、基金型、規約型ともに2.5%付近に集中しています。

＜図1-①＞基金型における資産運用利回りの分布状況（平成27年3月末決算）

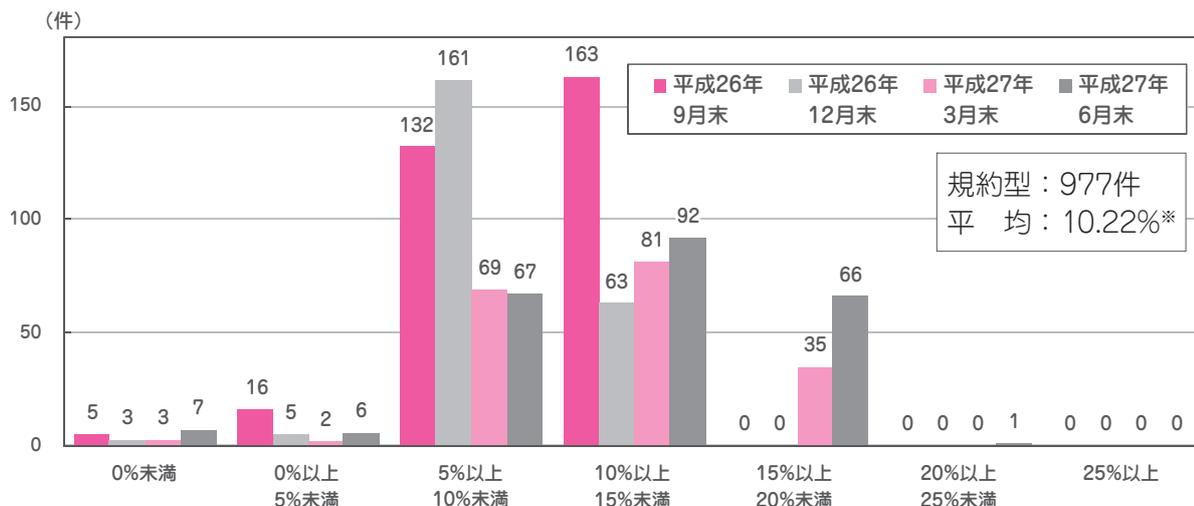


※初回決算を迎えた制度を除いた利回りの平均は10.79%

確定給付企業年金の平成26年度財政決算結果について

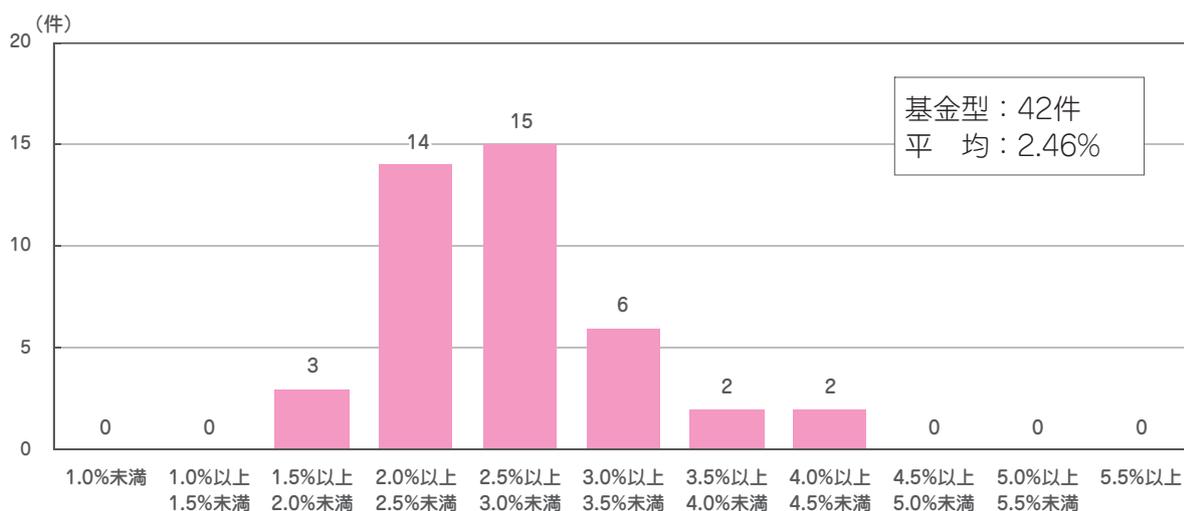
<図1-②>規約型における資産運用利回りの分布状況

(平成26年9月末決算、平成26年12月末決算、平成27年3月末決算、平成27年6月末決算)



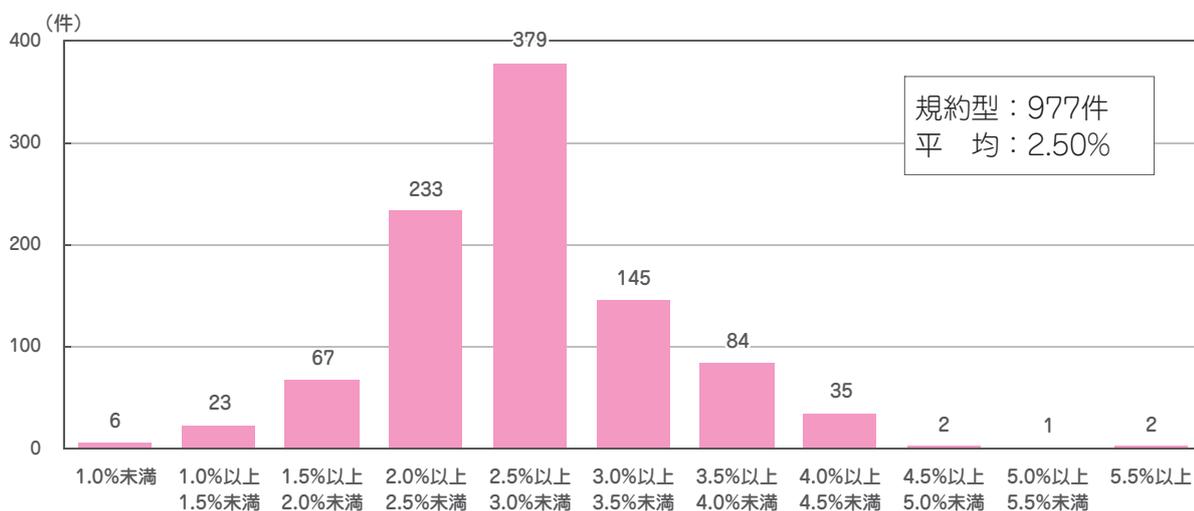
※初回決算を迎えた制度を除いた利回りの平均は10.23%

<図2-①>基金型における予定利率の分布状況 (平成27年3月末決算)



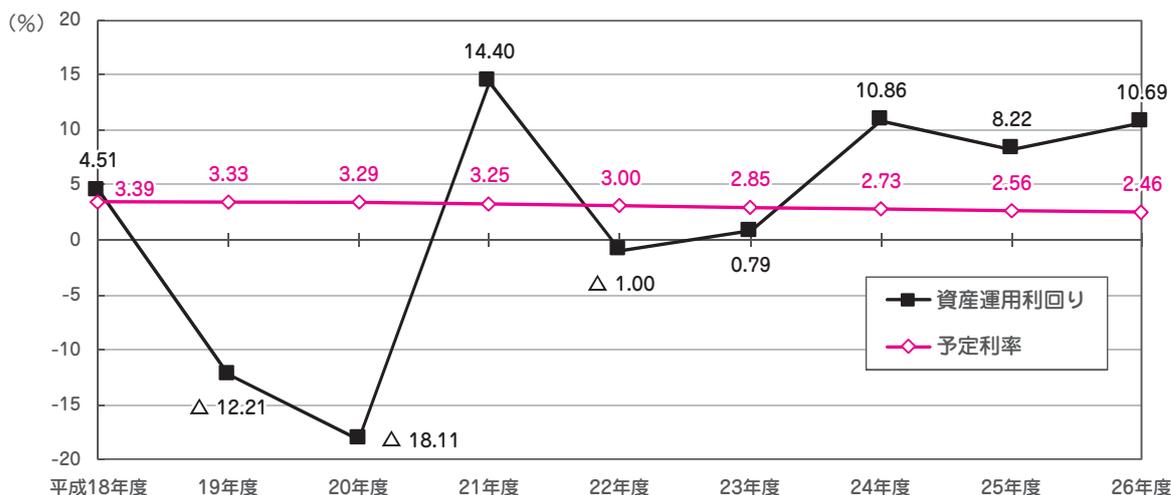
<図2-②>規約型における予定利率の分布状況

(平成26年9月末決算、平成26年12月末決算、平成27年3月末決算、平成27年6月末決算)

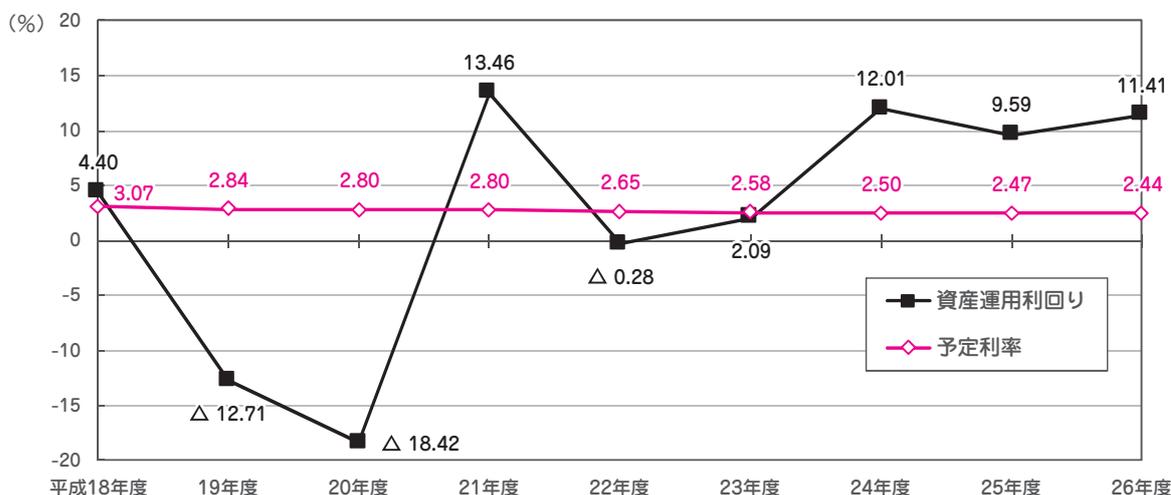


次に、資産運用利回りおよび予定利率の推移を<図3-①>および<図3-②>にまとめました。3月末決算のDB制度のみを対象とした、平成18年度以降の資産運用利回りおよび予定利率の平均値です。資産運用利回りは、平成19年度、平成20年度において、サブプライムローン問題やリーマンショックに象徴される運用環境の著しい変化を受けて大きく落ち込み、平成22・23年度も低利回りの状態が続いていましたが、平成24年度以降はいわゆるアベノミクスの影響を受けて改善しています。一方、財政運営の安定志向を反映して、予定利率の引下げを行う制度もあり、予定利率の平均値は今年度も低下傾向にあります。この結果、平成24年度以降は、資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を上回る状況が安定的に続いています。

<図3-①>基金型における運用利回りと予定利率の推移



<図3-②>規約型における運用利回りと予定利率の推移



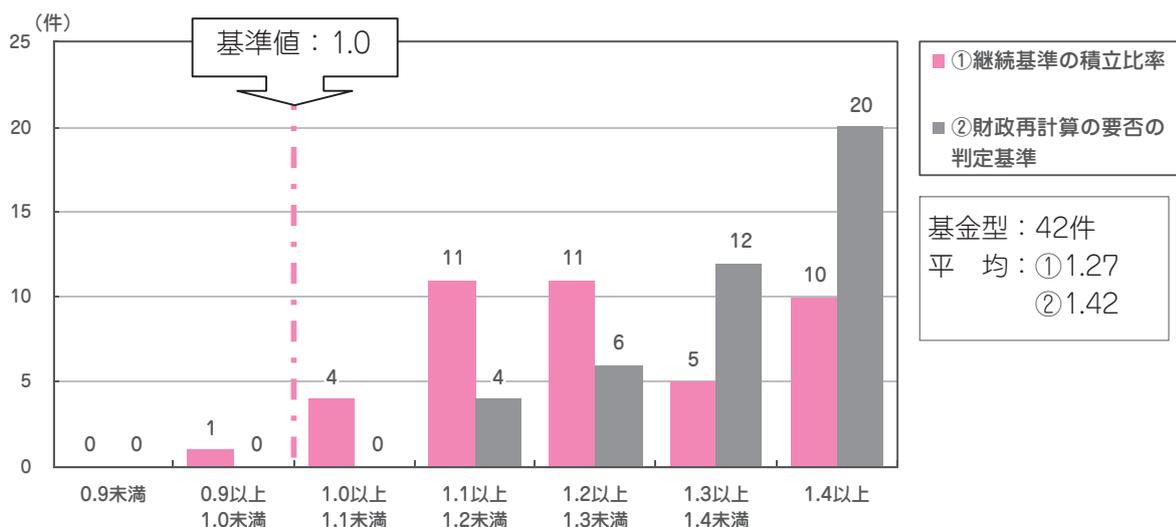
(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

3. 継続基準の積立比率について

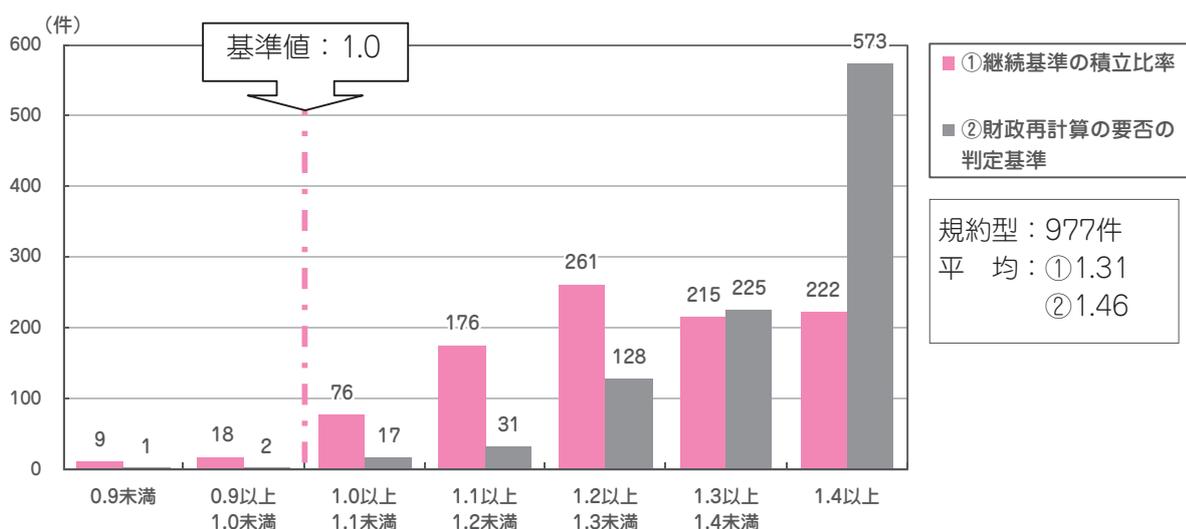
継続基準の積立比率(=純資産額÷責任準備金)の分布状況は、<図4-①>および<図4-②>の通りです。継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額(責任準備金)に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.0以上であることが求められます。ただし、1.0を下回っていても、財政再計算の要否の基準(=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金)が1.0以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で1件、規約型で27件でしたが、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件、規約型で3件と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができました。

<図4-①>基金型における継続基準の積立比率の分布状況（平成27年3月末決算）



<図4-②>規約型における継続基準の積立比率の分布状況
(平成26年9月末決算、平成26年12月末決算、平成27年3月末決算、平成27年6月末決算)

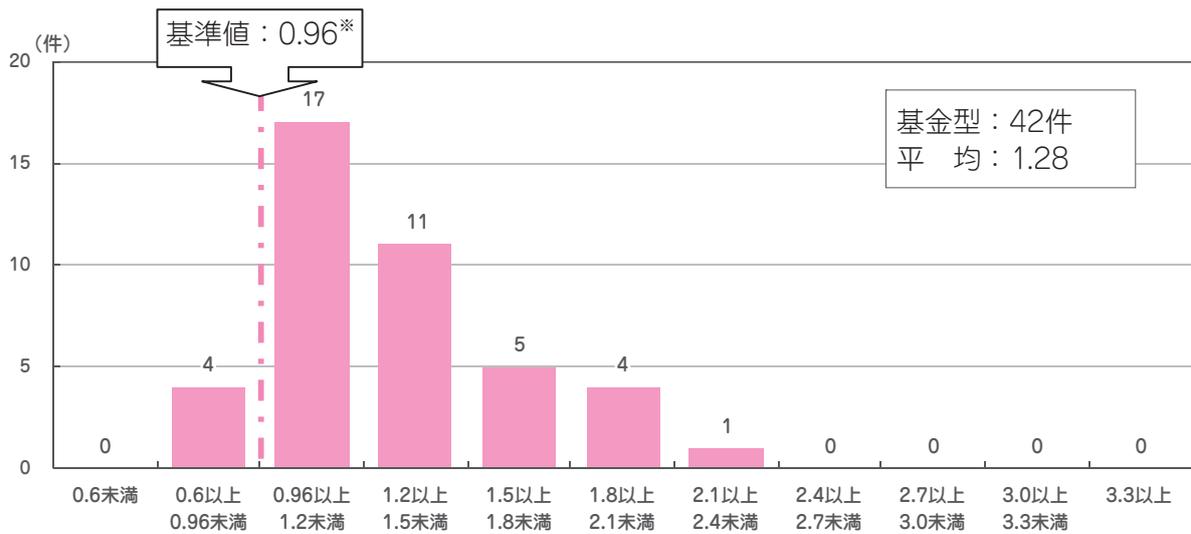


4. 非継続基準の積立比率について

非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況は、<図5-①>および<図5-②>の通りです。非継続基準の財政検証では、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証します。求められる基準値は、従来は0.9を使用していたですが、平成24年1月31日付で公布された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第13号）および併せて発出された関連通知により、平成25年3月末から毎年0.02ずつ段階的に引上げられることとされており、平成27年3月末では0.96、平成29年3月末以降は1.0となります。

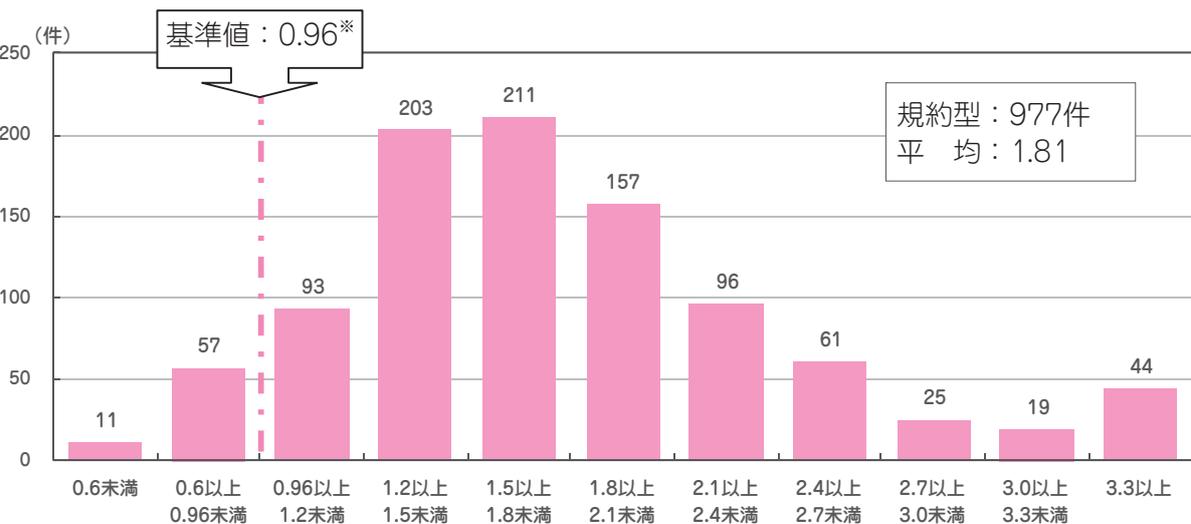
平成26年度の積立比率の分布状況は、資産運用利回りが昨年度に引続き高水準で推移した影響もあり、多くの制度において基準値を上回る結果となりました。基金型においては全体の約90%、規約型においては全体の約93%が基準値を上回っています。また、積立比率の平均値は、基金型1.28、規約型1.81でした。規約型の積立比率が高い要因の一つに、適格退職年金制度の給付を承継した制度において最低積立基準額から所定の額を控除する経過措置を適用している制度が多いことが挙げられます。

<図5-①>基金型における非継続基準の積立比率の分布状況（平成27年3月末決算）



※平成27年3月31日～平成28年3月30日までを基準日とする財政検証に適用される。

<図5-②>規約型における非継続基準の積立比率の分布状況
（平成26年9月末決算、平成26年12月末決算、平成27年3月末決算、平成27年6月末決算）



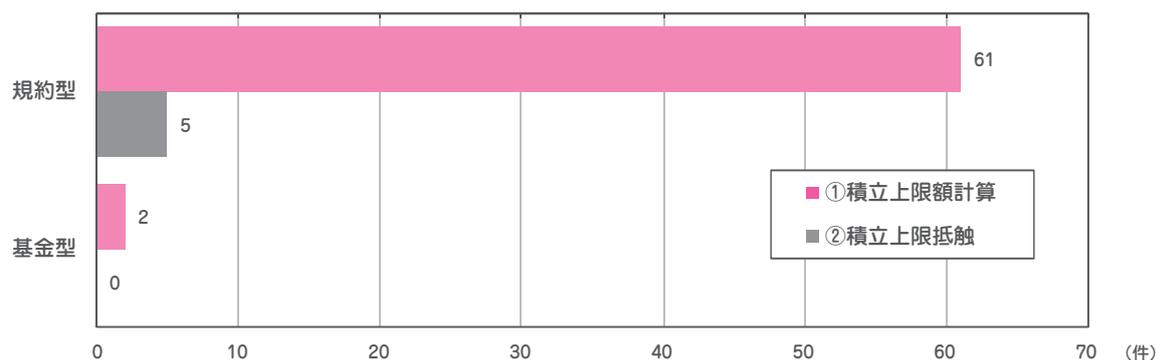
※平成27年3月31日～平成28年3月30日までを基準日とする財政検証に適用される。

5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、純資産の額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、財政検証における数理債務よりも一般的に大きくなります。そのため、純資産の額が財政検証における数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、純資産の額が積立上限額以下となることが確実にするため、積立上限額の計算は不要とされています。

平成26年度に積立上限額を計算した件数および積立上限額に抵触した件数は、<図6>の通りです。積立上限額に抵触した制度は、基金型で0件、規約型で5件でした。積立上限額に抵触した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始しなければなりません。

＜図6＞積立上限額を計算した件数および積立上限抵触件数（平成26年度）



6. まとめ

平成26年度は、昨年同様良好な運用環境が続いているため、継続基準の積立比率は引続き上昇傾向にあり、剰余金が発生する制度が増加しています。決算上の剰余金が発生した場合は、別途積立金として積立てる必要があります。財政計算を行う事により別途積立金を取崩して掛金率を引下げる事も出来ますが、別途積立金は将来の積立不足の発生に備えたリスクバッファとしての役割を果たしているため、取崩す場合は今後の積立不足が発生しやすくなる点に注意が必要です。剰余金が発生している制度や、予定利率を高く設定している制度の中には、年金制度の安定性という観点から予定利率を引下げる制度も見受けられ、今年度の予定利率の平均値を低下させた要因の1つであると言えます。

非継続基準の積立比率も昨年に比べて上昇しておりますが、非継続基準における基準値は段階的に引上げられており、平成29年3月末以降を基準日とする財政検証では1.0となること、および、経過措置による適格退職年金制度の給付の承継分に係る最低積立基準額からの控除額が平成29年3月末以降を基準日とする財政検証では0となることに注意しておく必要があります。

更に、平成27年4月末以降を基準日とする財政検証から、最低積立基準額の算出に使用する死亡率が改定され、死亡率が低下しております。そのため、終身年金を導入している制度においては最低積立基準額が増加し、その結果、積立比率が低下するケースが発生する事も想定されます。

（年金信託部 栗本 健児）

りそなコラム

被用者年金一元化が及ぼす影響等について

第64回のコラムのテーマは、被用者年金一元化法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）に関する、とある信託銀行の新任営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」との間のディスカッションです。

B課長：今年2015年10月からの被用者年金一元化法（以下「一元化正」）の施行により、年金制度はどのように変わったか理解しているかい？

Aさん：はい。公的年金制度のうち、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済と厚生年金の4つに分かれて運営されていた被用者年金制度が、一元化法の施行によって厚生年金に統一されました。具体的には、改正前には適用除外とされていた共済組合の組合員および私学教職員共済制度の加入者が、厚生年金保険の被保険者となりました。ただし、それぞれの属性に応じて、新たな種別（第1号厚生年金被保険者～第4号厚生年金被保険者）が設けられています。併せて、国民年金の第2号被保険者の定義も「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」から「厚生年金保険の被保険者」に改正されました。

●被用者年金一元化法の概要

概 要	① 2階部分の年金は厚生年金に統一（公務員および私学教職員も厚生年金に加入） ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消（基本的に厚生年金に揃える） ③ 保険料率の統一（厚生年金の料率（上限 18.3%）まで段階的に引き上げ） ④ 共済組合による厚生年金事業の実施 ⑤ 共済年金の3階部分（職域部分）の廃止および新たな年金制度の創設 ⑥ 恩給期間に係る給付の引下げ（2013（平成25）年8月より施行）
-----	--

●被用者年金制度の被保険者数（2014（平成26）年3月末現在）

＜単位：万人＞

	厚生年金保険	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済
被保険者数	3,527	106	283	51

●被保険者種別と実施機関について

種 別	対 象 者	被保険者期間	実施機関
第1号厚生年金被保険者	第2号～第4号厚生年金被保険者以外の被保険者	第1号厚生年金被保険者であった期間	厚生労働大臣
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	第2号厚生年金被保険者であった期間（旧国家公務員共済組合期間を含む）	国家公務員共済組合および国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	第3号厚生年金被保険者であった期間（旧地方公務員共済組合期間を含む）	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合および地方公務員共済組合
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者であった期間（旧私立学校教職員共済加入者期間を含む）	日本私立学校振興・共済事業団

B課長：良くできました。では次に、改正の目的について説明してください。

Aさん：はい、被用者年金制度の一元化は、今後の少子高齢化の一層の進展に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間サラリーマンや、公務員、私学教職員が同一の報酬であれば、同一の保険料を負担し、同一の年金給付を受けるという「年金の公平性」を確保し、制度間の格差を解消することにより、公的年金に対する国民の信頼を高めるために行われたものです。

B課長：そのとおり。改正の主なポイントとしては、まず、2階部分の年金は厚生年金に統一されて、厚生年金と共済年金の制度的な差異は**基本的に厚生年金に揃える形で解消**されることが挙げられるね。また、各共済制度の保険料率も順次引上げられて、最終的には18.3%（2017年度以降の厚生年金の料率）に統一されるんだ。

さらに、共済年金の3階部分として設けられていた職域部分は廃止されたものの、人事院調査等を踏まえて、公務員の退職給付の一部として**退職等年金給付（年金払い退職給付）**が新たに創設されたんだ。これは、民間企業の企業年金に相当する制度と云えるね。

Aさん：一元化法施行前の加入期間はどのようなのですか？

B課長：一元化実施前の組合員等であった期間については、改正後の各種別の「厚生年金被保険者期間」とみなされるんだ。転職等により複数の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、種別ごとに被保険者期間を計算し、同一の月に種別の変更があった場合には、変更後の種別の被保険者期間として取り扱うんだ。ちなみに、改正前の厚生年金保険法では、受給権の裁定は厚生労働大臣が行うこととされていたが、改正後は、被保険者の種別に応じた実施機関が受給権の裁定をはじめ、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収等の事務を行うんだ。

Aさん：今回の改正により新たに創設された「退職等年金給付」に関して、まだ十分に理解しておりません。この機会に、退職等年金給付の概要について教えてください。

B課長：新しい退職年金は、半分は有期年金、残り半分は終身年金での受給になるんだ。有期年金は、支給期間を「10年」または「20年」から選択できるほか、一時金の受取も可能なんだ。また、65歳支給開始が原則だけど、60歳までの繰上げや70歳までの繰下げも可能だね。受給者が死亡した場合は、終身年金部分は終了するものの、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給され

被用者年金一元化が及ぼす影響等について

るんだ。さらに、服務規律維持の観点から、現役時から退職後を通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置が導入されるんだ。

Aさん：財政運営面では、どのように変わるのですか？

B課長：財政方式は積立方式、給付設計はキャッシュバランス方式を採用することにより、保険料の追加拠出リスクの抑制を図っているんだ。保険料率は、上限 1.5% で労使折半となるんだ。

●退職等年金給付（年金払い退職給付）の概要

	旧制度（職域部分）	新制度（退職等年金給付）
年金の性格	公的年金たる共済年金の一部 （社会保障制度の一部）	退職給付の一部 （民間の企業年金に相当）
財政方式	賦課方式 （現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式）	積立方式 （将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式）
給付設計	確定給付型 （給付水準は一定）	キャッシュバランス型 （給付水準は国債利回り等に連動）
保険料率	保険料率の上限なし	保険料率の上限（1.5%）を法定
モデル年金月額	約2.0万円	約1.8万円を想定

Aさん：被用者年金一元化が及ぼす影響として、どのようなことが想定されますか？

B課長：そうだね。かつては共済年金加入者は年金の給付水準が高いとされていたけど、一元化の実施によって公務員等の退職手当支給水準が 15% 引下げられるほか、退職等年金給付の給付水準も旧制度に比べて約 10% 削減されるんだ。このほか、公的年金の支給開始年齢の引上げや、マクロ経済スライドの実施等が相まって、ゆとりある老後生活をおくるために必要な生活費と公的年金とのギャップはますます広がるばかりだ。そのため、共済年金加入者といえども**自助努力の必要性と重要性**を意識せざるを得ない状況になりつつあるね。

上記の動きを受けて、近年は、少額投資非課税制度（NISA）や個人型確定拠出年金（個人型 DC）など、自助努力による金融資産の積立に対する税制優遇措置が注目されているね。とりわけ個人型 DC については、確定拠出年金法の改正法案（現在国会で継続審議中）において、公務員等の共済年金加入者も個人型 DC の加入対象者となることから、共済年金加入者のライフプランニングを考える上では同法案の動向は注視しておきたいね。

Aさん：わかりました。今後、お客さまから照会や質問を受けた際に適切に回答できるよう、しっかり勉強してお客さまのお役に立てるよう頑張ります。

●ゆとりある老後生活費とのギャップ



(出所) 生命保険文化センター「平成 25 年度 生活保障に関する調査」および厚生労働省「平成 26 年財政検証結果」を基に、りそな年金研究所作成。

企業年金ノート No.571

平成27年11月 りそな銀行発行



年金信託部 りそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行ホームページおよびりそな企業年金ネットワークでもご覧いただけます。

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）